

単価契約請書

1 契約番号	B00539
2 契約物品等	クリアーホルダー
3 仕様	別紙のとおり
4 契約金額	1袋あたりの税込金額 112.2円
5 契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
6 納入場所	秋田市の指定する場所
7 契約保証金	秋田市財務規則第128条第1項第6号により免除
8 代金の支払	秋田市が適法な支払請求書を受理した日から30日以内

上記の物品の単価契約について、秋田市財務規則を遵守し、誠実に履行いたします。上記の事項確認のため、この請書を提出します。

令和 年 月 日

(宛先)秋田市長 穂積 志

0000000261

住 所 秋田県秋田市土崎港中央一丁目8番30号

名 称 株式会社イシカワ

代表者名 代表取締役 石川 元

仕 様 書

- 1 契約番号
B 0 0 5 3 9
- 2 物件名
クリアーホルダー
- 3 規格・品番等
【同等品】日本クリノス、CR-250N、クリアーホルダー、A 4、乳白、10枚入
- 4 発注数量について
 - (1) 最小発注数量 1袋
 - (2) 発注予定数量 117袋
 - (3) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量あたりの単価契約とする。
- 5 同等品による参加について
 - (1) 発注品がグリーン購入法適合商品であるものについては、同等品もグリーン購入法適合商品であること。
 - (2) 同等品で参加する場合は、同等品であることが確認できる資料（発注品のカタログおよび同等品のカタログ、現物等）を見積書とともに契約課へ持参し、承認を得ること。なお、電話、ファクシミリおよび電子メール等による承認に関する受付は行わない。
 - (3) 同等品で参加する場合は、見積書の提出締切日の2日前（2開庁日前）の午後5時までに、契約課の窓口で承認を得ること。この時刻以降に承認の受付は行わない。
- 6 納入方法等について
 - (1) 契約期間および納入期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
 - (2) 納品場所は、発注時に指定する場所とする。
 - (3) 秋田市会計課が、1ヵ月あたり2回前後の割合で契約業者へ発注の連絡を行う。納品にあたっては、秋田市会計課の指示に従うこと。
- 7 その他
 - (1) 最小発注数量あたりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額による契約単価とする。
 - (2) 秋田市が契約業者から適法な支払請求書を受け取った日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払う。
 - (3) 本件における落札価格は、秋田市上下水道局での随意契約交渉の対象とする。
- 8 担当
秋田市契約課用度担当 電話018-888-5436